

〔別添 1〕

○ 「救急救命処置の範囲等について」（平成 4 年 3 月 13 日付け指第 17 号厚生省健康政策局指導課長通知）新旧対照表
(下線は改正部分)

改 正 後	改 正 前
救急救命士法（以下「法」という。）の施行については、平成三年八月一五日健政発第四九六号をもって通知したところであるが、今般、法第二条第一項に規定する救急救命処置の範囲等を左記のとおり定めることとしたので、関係方面への周知徹底及び指導方よろしくお願いしたい。 記 1 ～ 2 （略） （別紙 1） 救急救命処置の範囲 （1） 自動体外式除細動器による除細動 ・処置の対象となる患者が心臓機能停止の状態であること。 （2） 乳酸リンゲル液を用いた静脈路確保のための輸液（別紙 2 参照） （3） 食道閉鎖式エアウェイ、ラリングアルマスク又は気管内チューブによる気道確保（別紙 2 参照） ・気管内チューブによる気道確保については、その処置の対象	救急救命士法（以下「法」という。）の施行については、平成三年八月一五日健政発第四九六号をもって通知したところであるが、今般、法第二条第一項に規定する救急救命処置の範囲等を左記のとおり定めることとしたので、関係方面への周知徹底及び指導方よろしくお願いしたい。 記 1 ～ 2 （略） （別紙 1） 救急救命処置の範囲 （1） 自動体外式除細動器による除細動 ・処置の対象となる患者が心臓機能停止の状態であること。 （2） 乳酸リンゲル液を用いた静脈路確保のための輸液（別紙 2 参照） （3） 食道閉鎖式エアウェイ、ラリングアルマスク又は気管内チューブによる気道確保（別紙 2 参照） ・気管内チューブによる気道確保については、その処置の対象

となる患者が心臓機能停止の状態及び呼吸機能停止の状態であること。 (4) エピネフリンの投与（(10)の場合を除く。）（別紙2参照） ・エピネフリンの投与（(10)の場合を除く。）については、その処置の対象となる患者が心臓機能停止の状態であること。 (5) 乳酸リンゲル液を用いた静脈路確保及び輸液（別紙2参照） (6) ブドウ糖溶液の投与（別紙2参照） ・ブドウ糖溶液の投与については、その処置の対象となる患者が血糖測定により低血糖状態であると確認された状態であること。 (7) 精神科領域の処置 ・精神障害者で身体的疾患を伴う者及び身体的疾患に伴い精神的不穏状態に陥っている者に対しては、必要な救急救命処置を実施するとともに、適切な対応をする必要がある。 (8) 小児科領域の処置 ・基本的には成人に準ずる。 ・新生児については、専門医の同乗を原則とする。 (9) 産婦人科領域の処置 ・墜落産時の処置……臍帯処置（臍帯結紮・切断） 胎盤処理	となる患者が心臓機能停止の状態及び呼吸機能停止の状態であること。 (4) エピネフリンの投与（(10)の場合を除く。）（別紙2参照） ・エピネフリンの投与（(10)の場合を除く。）については、その処置の対象となる患者が心臓機能停止の状態であること。 (5) 乳酸リンゲル液を用いた静脈路確保及び輸液（別紙2参照） (6) ブドウ糖溶液の投与（別紙2参照） ・ブドウ糖溶液の投与については、その処置の対象となる患者が血糖測定により低血糖状態であると確認された状態であること。 (7) 精神科領域の処置 ・精神障害者で身体的疾患を伴う者及び身体的疾患に伴い精神的不穏状態に陥っている者に対しては、必要な救急救命処置を実施するとともに、適切な対応をする必要がある。 (8) 小児科領域の処置 ・基本的には成人に準ずる。 ・新生児については、専門医の同乗を原則とする。 (9) 産婦人科領域の処置 ・墜落産時の処置……臍帯処置（臍帯結紮・切断） 胎盤処理
--	--

新生児の蘇（口腔内吸引、酸素投与、保温）	新生児の蘇（口腔内吸引、酸素投与、保温）
・ 子宮復古不全（弛緩出血時）……子宮輪状マッサージ	・ 子宮復古不全（弛緩出血時）……子宮輪状マッサージ
(10) 自己注射が可能なエピネフリン製剤によるエピネフリンの投与	(10) 自己注射が可能なエピネフリン製剤によるエピネフリンの投与
・ 処置の対象となる重度傷病者があらかじめ自己注射が可能なエピネフリン製剤を交付されていること	・ 処置の対象となる重度傷病者があらかじめ自己注射が可能なエピネフリン製剤を交付されていること
(11) 血糖測定器（自己検査用グルコース測定器）を用いた血糖測定	(11) 血糖測定器（自己検査用グルコース測定器）を用いた血糖測定
(12) 聴診器の使用による心音・呼吸音の聴取	(12) 聴診器の使用による心音・呼吸音の聴取
(13) 血圧計の使用による血圧の測定	(13) 血圧計の使用による血圧の測定
(14) 心電計の使用による心拍動の観察及び心電図（12誘導心電図を含む。）伝送	(14) 心電計の使用による心拍動の観察及び心電図伝送
(15) 鉗子・吸引器による咽頭・声門上部の異物の除去	(15) 鉗子・吸引器による咽頭・声門上部の異物の除去
(16) 経鼻エアウェイによる気道確保	(16) 経鼻エアウェイによる気道確保
(17) パルスオキシメーターによる血中酸素飽和度の測定	(17) パルスオキシメーターによる血中酸素飽和度の測定
(18) ショックパンツの使用による血圧の保持及び下肢の固定	(18) ショックパンツの使用による血圧の保持及び下肢の固定
(19) 自動式心マッサージ器の使用による体外式胸骨圧迫心マッサージ	(19) 自動式心マッサージ器の使用による体外式胸骨圧迫心マッサージ
(20) 特定在宅療法継続中の傷病者の処置の維持	(20) 特定在宅療法継続中の傷病者の処置の維持
(21) 口腔内の吸引	(21) 口腔内の吸引
	(22) 経口エアウェイによる気道確保

(22) 経口エアウェイによる気道確保 (23) バッグマスクによる人工呼吸 (24) 酸素吸入器による酸素投与 (25) 気管内チューブを通じた気管吸引 (26) 用手法による気道確保 (27) 胸骨圧迫 (28) 呼気吹込み法による人工呼吸 (29) 圧迫止血 (30) 骨折の固定 (31) ハイムリック法及び背部叩打法による異物の除去 (32) 体温・脈拍・呼吸数・意識状態・顔色の観察 (33) 必要な体位の維持、安静の維持、保温 (別紙2) (略)	(23) バッグマスクによる人工呼吸 (24) 酸素吸入器による酸素投与 (25) 気管内チューブを通じた気管吸引 (26) 用手法による気道確保 (27) 胸骨圧迫 (28) 呼気吹込み法による人工呼吸 (29) 圧迫止血 (30) 骨折の固定 (31) ハイムリック法及び背部叩打法による異物の除去 (32) 体温・脈拍・呼吸数・意識状態・顔色の観察 (33) 必要な体位の維持、安静の維持、保温 (別紙2) (略)
---	--